

委員長 | ただいまより平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。
開会時刻 14時15分

委員長 | 初めに、議案第15号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審議を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、13ページをお開き願います。歳入補正予算説明書から進めてまいります。

1款町税、1項町民税、1目個人。

9番、松岡委員。

9番 | 本予算の町税全般にわたってお聞きしますので、お許し願いたいと思います。

まず最初に、この補正予算を組む前に予算額に対する収納率はどうなっているのか、まずそれをお聞きしたいと思います。できれば町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、これについてお知らせ願いたいと思います。

委員長 | 税務課長。

税務課長 | ただいまのご質問でございますけれども、この町税の本年度15年度の最終ですね、補正を見込む段階におきましては、1月25日あたりに締めた内容でこの補正を組んでいることを、まずご理解いただきたいと思います。

その内容といたしまして、収納率の関係でございますけれども、収納率につきましては、2月末現在で申し上げたいと思います。全体の収納率でありますけれども、現年分で91.54%、前年同期が90.94%でありますので、0.6ポイントほど上回っている状況にあります。それから、滞繰分は6.34%ということで、前年同期が8.88%でありましたから2.54%と大きく下回っている現状でございます。現年・滞繰合計は82.60%で、前年同期82.86%で0.26%、総体では下回っているという状況でございます。

ただいま質問ありました税目ごとで申し上げますと、個人町民税の普通徴収分の現年分でありますけれども88.90%で、前年同期と比較しますと0.31ポイントほど下回っております。

それから、準固定資産税の現年分ありますが、92.49%で、前年度同期と比較しますと1.08ポイントほど上回っております。

次に、軽自動車税でありますけれども、現年分は98.60%で、0.03ポイント上回

っております。

それから、都市計画税の現年分につきましては 89.39%で、0.17ポイント下回っているという状況下でございます。

以上でございます。

委員長

松岡委員。

9 番

この予算を編成するに当たって、やはりその編成方針というものをきちっと聞いておく必要があると思うんですよ。ということは、この予算のとおり税金が入ってくるのか、こないか、それが大きな分かれ目といいますか、今後の町政執行に大きな影響があると思うわけであります。今、収納率を聞いたわけですが、この予算を編成するに当たって何を基準にして今回の補正予算を組んだのか、それについてお伺いしたいと思います。ちなみに、平成14年の決算から見ますと、最終予算を組んだ段階で町民税は調定額の 91.51%を組んでいる。それから固定資産税は 81.72 %を組んでいると。軽自動車税は99.4%を組んでいるわけですが、都市計画税は 78.66ですか、を組んでいるわけ。今回この補正予算を組むに当たってそれらをどういうふうに見たのか、調定額に対する各税は何%のあれでもって予算を組んだのか、それをお聞きしたいと思います。

委員長

税務課長。

税務課長

この補正予算の編成に当たっての考え方でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、1月25日現在の収納状況を勘案し、なお各個々の納税者の状況を地区ごと、個人ごとに、概略ではありますけれども納入状況と今後の見込み、あるいは前年度の状況等も、そういったいろんな角度から勘案して編成したわけでありまして、全体的に前年度のこの1月、2月という数字はいい数字であったわけでありまして、3月、4月の状況の中で落ち込んだ14年度の決算ということになっておりますから、その辺も十分勘案しながら、税の予算が大きくマイナスの収入とならぬように、その辺もまた、いつも同じことを申し上げますけれども、徴収、収納の努力目標も入れながら編成したという内容で、町税全体では現年 96.64 %、それから滞納繰越分が下がっておりまして6.80%、計、現・滞合わせて 87.30 %の編成状況となっております。

委員長

松岡委員。

9 番

今私が聞いたのは、調定額の何%を予算に組んだのかということを知っているわ

けであります。

ちなみに、この補正予算といいますか、この予算は、平成14年度を見てみますと収入額より少ないということがないわけですね。予算額をはるかに上回って収納しているわけですが、しかしながら、今財政の厳しい折から、特に今回の補正予算を見ますと、歳出において——借金返済に充てるの何て言ったって、何とか基金で言ったね、あれを2億円組んでいるわけですね。これはもう重大なあれですよ。もし収納率が下がってこの予算のとおりには収納されないということになったら、当然その——減債基金ですね、減債基金にやはりしわ寄せが来るんじゃないかと、そう思うわけであります。そういったことからいって、減債基金にもししわ寄せが来るということになれば、来年度の予算執行に当たっても財政執行に当たっても、非常にこれは厳しくなってくる。そういったことによって、この最終予算というのがいかに大事であるかということ考えた場合、今までの実績から見ますと、14年度の決算を見てみますと、予算額よりも100%以上収納しているという実績があります。しかしながら、そこがやっぱり私は大きな心配をするわけであります。そういったことから、予算編成に当たった心構えといいますか、今までどおりに100%以上収納するという気概がどこまであふれているのか、そのことをお聞きしたいわけであります。

そういうことからいって、町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、これの調定額に対する最終予算は何%を組んでいるのか、そのことをお聞きしたいと思います。

委員長 暫時休憩します。 休憩時刻 14時27分

委員長 再開いたします。 再開時刻 14時29分
税務課長

すいません。時間をとらせまして申しわけございません。

町民税におきましては、個人で97.05%、法人にありましては100%、それから——現・滞含みますか。

(「いや、現年度だけで」の声あり)

税務課長 はい。

それから固定資産税で95%、それから軽自動車税で99.50%、都市計画税で

93.00 %、合計で 96.64%、以上でございます。

9 番 町民税、何ぼだって。
税務課長 町民税。個人が。

9 番 いや、個人とかなんとかじゃなくて平均、全部合わせて。
税務課長 97.05%でございます。

委員長 松岡委員。

9 番 ちょっと心配になってきましたね。
平成14年度の決算では、調定額に対して最終予算額は町民税で 91.51%を組んでいるわけですよ。それから、固定資産税においては 81.72%しか組んでいない。軽自動車税はいいとしても、都市計画税においては 78.66%という数字を組んでいるわけですよ、14年度の最終予算ですよ。そうするとこれ、非常にこの景気の悪いときに、徴収に無理があるんでなかろうかと。去年のように、予算に対する 100%以上の徴収率なんていうのは到底見込めないような気がするんですが、そこらあたりのご説明をお願いしたいと思います。

委員長 税務課長。
税務課長 申しわけございません、先ほどの、個人、法人合わせまして 97.60%でございます。そのほかにつきましては先ほど申し上げたとおりでございます、ちなみに、14年度の決算におきましては96.8%でございます。そして本年度の最終予算額が、予算に対する収納率が 96.64%という状況でございます。そこで、今回計上の補正予算の町税全般では、現年度分で 1,482万 3,000円の増で、滞納分で 404万 7,000円の減、差し引いて 1,077万 6,000円の増加補正を行って、最終的に町税の予算額は現・滞合わせて10億 5,418万を見込んでいるところでございます。

確かに今、質問、委員よりいろいろありましたけれども、平成15年度のこの町税の収納全般に当たりましては、昨年も同様のような経済全般の不況感に加え、当町の基幹産業である水産業における水揚げ高も前年度から見ると20億も減になっているといった大きな要因は、サンマ業の価格の低下問題あるいは昆布業の価格の下落等によるもの、それに加えて土木建築事業量の減少等に伴う収入減と、さまざまな要因があると思われま。

しかし、前年度の同月と今のところそう大きく落ち込んでいる、下回っているという状況下にもありませんので、確かにこの不況下の中、納税者も大変かと思いま

すけれども、町税におきましてはそれぞれ12月25日で納期が終わってございます。また、国保税におきましては2月で納期も終わっておりまして、それぞれ手紙での催告あるいは電話あるいは訪問をして、それぞれお願いをして、今、誓約にそれぞれこぎつけているところでございます、少しでもこの誓約を守っていただくようにこれからよく納税相談をさせていただいて、この出納閉鎖、5月に向けて努力してまいりたいと、このように考えてございます。

委員長

松岡委員。

9 番

今、課長の言った数字、ちょっとおかしいんだよ。私、14年度の決算の資料の中で計算したわけでありまして。町民税において調定額が――14年ですよ、5億4,588万2,000円、そしてあなた方が組んだ予算は4億9,959万1,000円でありまして。そうすると、調定額に対して予算額は91.51%という予算を組んでいる。以下、みんなそうですよ。だから私はこの、あなた方が決算のときに出された決算資料に基づいて、私の言っている数字は間違いないと思うんですけどね。これは私は3日ほど前からずっと計算しているんですけど。

それはともかくとして、今の数字を聞くと、非常に去年から見ると、14年度から見ると調定額に対する予算の見積もりが高いのではないかと思いますよ。果たして100%、105%、収納できるかということに非常に不安を感じます。

特に今年の場合は、この収納額に欠損が出てくると、欠陥が出てくると、特にこの15年度の決算でひどい結果になるのではなかろうかと思います。

特に私の言いたいことはですね、その基金を2億積むという今回の予算に対して、非常に私はこの予算の組み方に対して高く評価していますけれども、果たして数字合わせでもってそれが実際の収納に結びつか結びつかないかということが非常に心配なわけでありまして。そういうことから私はこういったことをお聞きしているわけですけども、やはり予算を編成するときにはね、こういう方針でこうやってきちっとこうやったと、事細かな数字を出して伝えてもいいと思うんですよ。特に今年のような、この非常に財政上苦しいときに、一步間違えばとんでもない奈落の底に落ち込むというような時代のときに、その予算編成というのがいかに大事かということを認識して、やはり編成してもらいたいと思います。

とにかくまあ予算は組んでしまったんです。とにかく昨年同様に収納率を100%以上に上げることに期待をせざるを得ないわけですけども、そういう意気込みでも

って今後の予算執行に当たっていただきたい。何ていうか、なまらはんちやくな、そんなような気持ちならとんでもないことになりますよ、これ。

先ほどから言っていますように、この減債基金2億円積むということは、来年度の予算編成にも大きな、この2億円というものが大きな影響をもたらすと私は思っているんです。これは、そういう意気込みでやった理事者の考え方には高く評価をするものがありますけども、しかしながら、残念ながらその予算が完全に執行できなかったら、これは絵にかいたもちと同じだと思うんです。

そういうことで予算を編成したんでしょうけども、ひとつこの予算を完全にやはり執行できるような、そういうような体制を今後とってもらいたいと思います。町長のお考えをお聞きします。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻 14時37分

委員長

再開します。

再開時刻 14時55分

税務課長。

税務課長

大変貴重な時間を費やして申しわけございません。それでは再度答弁をさせていただきます。

先ほど質問者からありました収入の関係でございますけれども、町民税で個人、法人合わせまして調定額が5億1,544万円、それから収入額が4億7,219万1,000円で、四捨五入の関係ありますが、91.6%でございます。

それから、固定資産税につきましては、これは現年度、滞繰分と合わせた数字となっております。先ほど私、現年度につき申し上げたものですから、そこの率の違いが出てきたかと思えます。固定資産税でもって81.09、それから軽自動車税で99.32、それから都市計画税で77.32、合計、その他たばこ税、国有資産等所在市町村納付金等、特別土地保有税等もございませけれども、合わせて、現・滞合計87.30%でありまして、14年度決算の収納率におきましては88.30でありますので、前年同、少し、1%ほど現・滞合わせますと下回っているという状況でございます。

以上でございます。

委員長

松岡委員。

9 番

私はね、予算編成上、去年のことを言ったんであって、それがいいとか悪いとか言っているのではないですよ。あんた方が、こういう方針で、こうやってきちっと

こういう数字でもってこの予算を組んだんだと、そしてこれを完全に執行していけるんだという、そういう姿勢を見せてくれれば私はあえて何も言わないわけです。特に先ほど言った2億円の問題、あるいは、本年度は公債費で見ますと借り入れが11億5,000万ですよ。そして償還元金が15億8,600万返すわけですよ。そうすると、本年度のこの苦しい財政の中で言っても、この予算を執行すると借金が4億3,500万少なくなるんですよ。これは大したもんだと思うんです。私はそういうことに対しては高く評価しますよ。ただし、これが予算執行に支障があってできなかつたら何もならないわけですから、そのことを私は言っているんであって、あんた方が、これは私の見方と違うかも知らんけども、こういうようなことでこういうようなあれで組んだから、絶対この予算をこのとおり執行できるんだと、去年同様に税収入は予算の100%超すだけの収納率をできるんだということをきちっと数字の上で示していただければ、私はあえて言わんですよ。やはり予算審議の上で、特にこういう財政が苦しくなったときにはそういうことが大事でないかと思うんですね。予算編成というのは、常々言っていますけども、ただ数字の積み合わせでなくて、いかに大事なものかということは今まで常に痛感してきているわけです。そういったことからそういったことを申したわけです。

当然、提案したんですから、このとおりに執行するという意気込みだと思いますが、最後に町長に一言締めていただきたいと思います。

委員長
町長

町長。

お答えをさせていただきたいと存じます。

予算編成に当たっての健全財政を維持する、もっとものことでございます。そういう中で松岡委員からは、今、財政厳しい折でこのたびの補正は最後だと、来年に向かつての予算編成も大丈夫かということでもあろうかと思うわけでありまして。大変私もそのことについては心がけながら予算編成をしていかねばならない、そのようにも認識を新たにしておるわけでありまして。

そこで、最も指摘されておりますのは、収入額が余りにも過大じゃないかというような、私はとり方もいたしたわけでありまして、特に、ご承知のとおり主要4基金の中でも減債基金を2億、補正で積み立てを予定いたしておるわけでもございます。当然この後の審議になります平成16年度の予算編成にも大きく影響する予算でもございます。そういう意味におきまして、私は、歳入につきましては前年の実

績を勘案しながら収納率を高め、そして何と言いましてもやはり歳入の欠陥を生ずるということは大変なことであります。今後、今、松岡委員からご指摘のあったことも十分踏まえながら健全財政を維持してまいりたいと、かように考えますのでご理解をいただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

1目、他にございませんか。

(なし)

委員長

なければ進みます。

2目法人。

2項固定資産税、1目固定資産税。

3項軽自動車税、1目軽自動車税。

4項たばこ税、1目たばこ税。

5項特別土地保有税、1目特別土地保有税。

6項都市計画税、1目都市計画税。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金。

4款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金。

5款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税。

松岡委員。

9番

これ、ちょっとお聞きするわけですが、普通交付税と特別交付税の累計はどのくらいになっているんですか。

委員長

行財政課長。

行財政課長

この最終予算での普通交付税につきましては全額計上したわけでございますけども、36億 3,403万 7,000円、それと特別交付税については4億 2,477万 1,000円、合わせまして40億 5,880万 8,000円の計上であります。

(「わかりました。いいです」の声あり)

委員長

よろしいですか。

地方交付税、他にございませんか。

(なし)

(な し)

委員 長

進めてまいります。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、2目衛生費道負担金。

2項道補助金、1目総務費道補助金、2目民生費道補助金、3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金、6目土木費道補助金、7目教育費道補助金、8目災害復旧費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金、4目農林水産業費委託金、6目土木費委託金。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。2目利子及び配当金。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

14番、田宮委員。

1 4 番

石材売り払い代ですね、40%の収入にとどまっているわけですが、これはどういう原因ですか。

委員 長

建設課長。

建設課長

大きくは公共工事の減というか、石の石材が出ていかないという形の中では大きくは石代、ですから、やっぱり公共工事がかなり減少傾向になって石材が思うように出てないというのが、大きな理由でございます。

委員 長

田宮委員。

1 4 番

これからの見通しはどうなんですか。

委員 長

建設課長。

建設課長

町の公共工事もそうなんですけども、現在減少傾向っていいまして、もうかなり大きく落ち込んできている中では石材の需要というのがなかなか見込めないという状況で、現状でいきますと減少傾向はまだもうちょっと続くんじゃないのかなという形で考えております。

委員 長

田宮委員。

1 4 番

今年度 519万 1,000円見込んだんですね。結局40%の収入と、こういうことですから、来年度以降は石材の売り払い代の歳入というのはほとんど見込めなくなっていくと、こういうふうに理解していいですね。

委員 長

建設課長。

建設課長

そのとおりだと思います。

(「はい、いいです」の声あり)

委員 長 他にございませんか。

(な し)

委員 長 進めてまいります。

2目生産物売払収入。4目農業施設売払収入。

16款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、6目商工費寄附金。

17款繰入金、1項基金繰入金、3目地域づくり推進基金繰入金。

19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

2項預金利子、1目町預金利子。

3項貸付金元利収入、3目釧路沖地震災害援護資金貸付金収入、6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入、4目土木費受託事業収入。

6項雑入、3目雑入。

14番、田宮委員。

14番 委員 この雑入の定義、どういうものですか。

委員 長 行財政課長。

行財政課長 収入科目、各区分に該当しないものを収入金として計上する部分が雑入であるというふうに理解しております。

委員 長 田宮委員。

14番 委員 一般的にはそういうことになると思うんですが。今回、大体最後の雑入の収入だというふうに思うんですね。それで、金額は大変かさばっているものもあるんですよ。例えば高額療養費公費負担金、これは1,342万4,000円なんですね。それから、省エネルギービジョン策定等事業補助金946万7,000円と、その後、200万台とか100万台とか、かなり金額のかさばるものがこの3節の雑入の中に入っているんですね。それから中身を見ても、それぞれの款、項、目、節、入れた方が適切ではないのかというふうに考えられるものもあるんですけども、いかがなものでしょうか。

例えば、今言いました高額療養費公費負担金、これはしかるべき、例えば負担金の中にですね、雑入ではなくて入れられないのか。あるいは省エネルギービジョン策定等事業補助金、これは国庫補助金でもなければ道補助金でもない、じゃ、そういう補助金だから雑入にしているんだと、どこの款、項、目にも属しない、そう

いうお金なんだということだと思っんですけれども、私はこれは一考を要するんではないのかなというふうに思っんですね。その辺。

それから、ちょっと見ていくと、例えば住の江町通り改良補助事業移転補償費、こういうものは、これは歳入ですから土木費というわけにはいかないだろうけれども、雑入ではなくて適切に処理するところがあるのではないかなというふうに思っんですが、いかがでしょうか。

委員 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

今、何点か質問を受けたわけでございますけれども、基本的には国庫補助、道補助金になじまない、さらには分担金・負担金、これらの分については、その規定に基づく分担金・負担金でも、実はこの高額療養費公費負担金については出ない、または団体からいただいている補助ということもありまして国、道になじまない、さらには分担金・負担金になじまないというものが、高額なんですけどここに入っていると。ただ、言われるとおり、雑入で約 1,000万近く、1,000万を超えるものも収入をここで受けているという状況でありますけれども、今の予算の歳入科目の規定からすると、ここで受けざるを得ないのかなというふうに考えております。ただ、区分として雑入がいいのかどうなのかということも、そして実費収入とかいろんな収入のあり方がありますから、それについては検討する余地があるのかなというふうに思っんですが、従前この形でやってきた、金額の大小にかかわらずこの雑入以外の目、節に属しないものについては、この諸収入で受けてきたという経過がございますので、研究はしてみたいと思っんですが、現段階で従前行っていることについてご理解を願いたいというふうに思っます。

委員 長
1 4 番

田宮委員。

新年度予算にも出てきますので、論議はまたその辺でやりたいと思っますが、私、十分研究の余地があるというふうに思っしておりますので、その点ひとつよろしくお願いいたしたいということでもあります。

委員 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

さらに今の質問者の意を受けながら、予算編成部分について、きちんと区分できるものは区分していくというのが大原則だというふうに考えておりますので、研究をさらにさせていただきたいなというふうに思っています。

委員 長

進めてまいります。

20款町債、1項町債、3目衛生債、4目農林水産業債、6目土木債、7目消防債。
9目災害復旧債、10目臨時財政対策債。

ございませんか。

(なし)

委員長

以上で歳入を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。15分間、35分まで。 休憩時刻 14時37分

委員長

再開いたします。

再開時刻 14時55分

歳入が終わりましたので、次に歳出に入ります。31ページ、お開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3目職員厚生費、4目情報化推進費、5目交通安全防犯費、6目行政管理費。

ございませんか。

(なし)

委員長

7目文書広報費。8目財政管理費、9目会計管理費、10目企画費。

14番、田宮委員。

14番

この湯楽プランの調査研究事業、当初500万計上されて、今回1万2,000円の減でありますから、大体500万お使いになって湯楽プラン基本計画策定業務、こういうものをなさったと思うんですが、この中身はどういうものでありますか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

お答え申し上げます。

まだ工期が済んでおりません。最終的な、今まとめに入っておりますけれども、おおよその内容について少し申し上げたいと思いますが、この計画の基本方針としては健康事業の延伸、町民の健康増進施設としての位置づけを行った上で、さらには「みんなすこやか厚岸21」の目標達成に貢献すると、これはハード面・ソフト面ともですね。さらには食など他機能との連携という、こういった位置づけに基づいて調査を行ったところでございます。

現在のところ、厚岸においてはタラソセラピーという海洋療法に見合った資源はそろっているということ、さらに地域の特性としては海のリソース——魚貝類あるいは昆布とかですね、そういった水産資源が豊富であるということ。あるいは海か

らの潮風を感じることができるという条件。さらには海の見える景観があるということ。さらには、海のほかの自然景観においても雄大で貴重な自然があるということ。さらには、山の方の農産物としては牛乳の産地になっているということ。さらには道東を代表する歴史と文化があるということ。こういったことから、魅力的で独自性に富んだタラソセラピーの保養プログラムを提供することが可能ではないかというところになっております。

具体的な町の独自の資源の利活用方法につきましては、海藻類では昆布、それからアオサ——海草ですね、それからアマモ——これも白鳥のよく食べる海草でありますけども、こういったものをパックにするとか、それから粉末状にするとかということで、浴用、パック用、食用ですね、こういったことに使えるのではないかということで今そのまとめを行っております。

さらに、牛乳の活用についても、これも浴用あるいはマッサージという面で活用が可能ではないかというふうに考えて、これも今まとめに入っております。

さらには、泥炭の活用の可能性について今、議論をしております、泥炭パック、泥炭浴、泥炭ボール、あるいは泥踏みですね、足で泥炭を踏むという、こういったようなことでいわゆる健康増進に効果があるのではないかと。諸外国、特にドイツにおいてはこの泥炭を活用したタラソセラピーというのが既に行われているということがありまして、こんな内容で厚岸の独自性を出せないかという検討を行っております。

さらに、一番問題になるのは費用対効果の問題がありますけれども、これについては町民の健康増進施設という位置づけをいたしましたので、まだ収支の結果については正式には出ておりませんが、仮に収支の内容がとんとん、あるいはマイナスであっても、健康増進という位置づけからするとどうなるかということについて最終的な、今まとめをしようというふうに考えているところでございます。概要はそんなところでございます。

委員長

田宮委員。

14番

そうしますと、湯楽プランについて基礎的な見通しといたしますかね、そういうものはつくられたと。これをさらに発展させて、どういう施設をつくってどう生かしていくのかということまではまだ行っていないと、こういうことですか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

施設の内容につきまして、要するにハード部分につきましては健康増進のプログラムに応じたハード、施設整備ということを考えておりました、例えば「みんなすこやか厚岸21」をまとめる段階で町民の健康状態の調査をしております。さらには、このたび我々もこの基本計画の策定に当たりまして、町民にアンケート調査をしております。こういった厚岸町民の疾病の傾向に応じたハードウェアの整備ということをこれから考えていくということになっておりますし、施設の現実的な建設問題になりますと財源の問題が新たに加わってまいりますので、これについてはまだ全く見通しを立てているわけではありません。

さらには市場性についても、町民の健康増進施設といいながら、ほかの地域からどれだけ来てくれるのかというようなことについても、今これは調査の対象に含んでおりますけれども、まだその結果は出ておりませんので、近々その結果を示せるのではないかというふうに思っております。

委員 長

田宮委員。

14 番

平成16年度町政執行方針では、この問題について触れておられますね、これは湯楽プランという文言ではなくて、厚岸型健康増進施設だったですかね。ということは、平成16年度には何らかの形で具体的なものにすると、こういうおつもりですか。

委員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

平成16年度につきましては、まだ何をやるかという調査の内容については固めておりませんが、この基本計画の結果を踏まえて、予算を持っておりませんが、お金をかけないで、できる範囲で実現可能性を探るといって調査を続けてまいりたいというふうに考えております。

委員 長

田宮委員。

14 番

これ、町長公約の1つでございました。非常に財政的には困難な時期にさしかかっているわけでありまして、町長の腹づもりとしてはどのようなお考えでありますでしょうか。

委員 長

町長。

町 長

お答えをさせていただきます。

皆さん方のお手元に、資料として第4期厚岸町総合計画第5次実施計画（平成16年から平成18年度）でございまして、この計画の中にもソフト面で記載されておるわ

けでございまして、この計画の中で、今課長が答弁いたしましたとおり、間もなく基本計画、考え方が出てきますので、これに基づきまして財政も含めてどういう方法があるのか、また実は今できれば町財政厳しいと、私はこの議会でPFIというものも提言しながらお話ししておりますが、さらにはまた民間でできるところがあるかどうか、これらも含めまして内々に進めておるところでございまして、ここでそれじゃ明確にということはちょっと答弁できませんので。ただ、ソフト面でこの年次計画に従って方針を決めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「はい、いいです」の声あり)

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

なければ進めてまいります。

11目財産管理費。

9番、松岡委員。

9番

職員住宅の解体事業でございしますが、この事業の、将来的にも含めてどういうふうに持っていくのか、どういうふうにするのか、それをお教え願いたいと思います。それからその中で、その他の財源として103万5,000円ですか、見っていますが、その他の財源って、これ何ですか。

委員長

建設課長。

建設課長

私の方から、住の江町通りの関係での職員住宅の解体工事に伴ってなんですけど、これ歳入の方で雑入の方で入っていますけども、これについては防衛庁の事業であります。その中での解体の補償費が財源になっています、その他というのは。そういう形になってございまして、当初12月の段階で594万、既に予算措置していただいています、今回実施設計の結果として約619万ほどかかるという形で、103万5,000円を補正措置したという内容でございまして、職員住宅解体に伴う今後の管理のあり方については総務課長の方から答弁させていただきたいと存じます。

委員長

総務課長。

総務課長

職員住宅の今後の関係でございすけれども、以前の議会の中でもほかの議員さんの方からお聞きいただいております。質問を受けてございます。

12月現在で20戸の木造、それからブロックの方では4戸というような形で持って

ございまして、こういった部分で、もう既に老朽化している部分については解体を進めてきているということでございます。それで、現在入っている部分はそのまま入っておりますけれども、基本的な考え方として、職員住宅については更新はしていかないというような考え方を持ってございます。新しい住宅はつくらないと。今入っている部分、当然老朽化していくことによって使用できないような状態になってまいるということになります。そうした場合におきましては一応財産処分をしていくというような考え方で、将来計画の方については現在のところはそのような考え方を持ってございます。

委員 長

松岡委員。

9 番

概要は大体わかったんですけども、この 103万 5,000円というのは単なる、今のあれでしょう。まだまだこれからも続くんでしょう、20戸とか30戸とかって言っているわけだから。その計画部分の概要をちょっと教えてください。

委員 長

建設課長。

建設課長

職員住宅にかかわっては、今回の1棟4戸の解体、一応来年度というか平成16年度の予定で実際にはまだ工事は入って、まだ予算措置はしてございませんけども、基本的には次に隣にある1棟2戸の職員住宅の解体と、それらを一応考えてございます。したがって、16年度でこの住の江町通りの町有地にかかわる職員住宅についてはそれで終わって、あと民間の方の方もありますので、随時動いていくという形になりますのでご理解いただきたいと思います。

委員 長

松岡委員。

9 番

解体した後、また建てるんでないの。どうやって利用するの、解体した跡地は。

委員 長

建設課長。

建設課長

職員住宅解体後、今、総務課長言ったように今後建設する計画はないという形の中では、町有地をそこは一連の土地として分割し処分する予定で既にお話ししてございまして、既に2月に公募し、一応仮契約まではいってまいますので。

委員 長

松岡委員。

9 番

処分するということになれば、どのくらいの財源なの。そういったこと、もう少し詳しく教えてくださいや。

委員 長

建設課長。

(「それから面積も」の声あり)

建設課長 金額的には平米当たりで1万という形ですので、約1,200平米と1,000ちょっと平米になりますので、1,000万ちょっとの額になってございます。詳しい数字は今日持ち合わせてないんで、ちょっと時間いただければ用意できますけど、一応大ざっぱでいきますと1,000万ちょっとの売り払い予定になっています。

委員長 松岡委員。

9 番 さっきちらっと言ったけど、売り払いのめどはもう既に立っているんですか。そうすると新年度の予算にはのってくるわけですね、歳入予算として。

委員長 建設課長。

建設課長 既に2月のあれで契約してございますので、年度内の収入予定になりますので、決算にはあらわれてくるという形にはなってくると思います。

委員長 松岡委員。

9 番 もう少し何かこうあれした計画書というか実施計画書というのね、そんなもの、ちょっと出してほしいな。全然つんぼ状態に置かれてわけわかんないんだわ。やっぱり土地だとかそういうもの、かかるんだからね、町民からもいろいろなこと聞かれるんですよ。それにやっぱり説明してやらなけりゃと思うし。だからその計画書なり何なりちょっと出してくださいや、会期中でいいですから。お願いします。

委員長 建設課長。

建設課長 面積その他処分の額等について、後ほど資料を出したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

(「いいです」の声あり)

委員長 よろしいですか。

それじゃ、進めてまいります。

12目車両管理費。

安達委員。

2 番 ちょっと聞きたいんですけども、菌床センターに、何ていうんですか、除雪に使っている、何ていう機械かな、大きなのありますね、あれはこの中に入っているんですか。この管理のことは入っているんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 菌床センターのタイヤローダーでございまして、古いごみ処理場からいただいた機械でございまして。今回壊れまして補修がきかないということで、廃車手続を既に

したところでございます。それで、この車両管理の中には入ってございません。

(「入ってない。じゃ、菌床センターに聞くか。もういいです」の声あり)

委員長 他にございませんか。

(なし)

委員長 なければ進めてまいります。

2 項徴税費、1 目賦課納税費。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、5 目衆議院議員選挙費。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費。

6 項監査委員費、1 目監査委員費。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、2 目心身障害者福祉費、3 目心身障害者特別対策費、4 目老人福祉費。

1 番、室崎委員。

1 番 この最後の方に介護相談員派遣というのがございますね。それで、介護相談員派遣事業実施報告書というのを前の委員会でいただいたんですが、内容が非常に少ないのでおやっと思っていたら、これは平成14年度3カ月分の報告書でありました。それで、平成15年度の報告書というのはいつごろでき上がる予定ですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 介護相談員の関係ですけれども、14年度の報告が大変遅くなりまして申しわけございません。それで、15年度の関係ですけれども、今のところ6月までには完成したい、つくりたいという考えでありますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長 室崎委員。

1 番 14年度の報告書を見ますと、実際の相談内容や気づきの内容というのがですね、7項目書いているんですが、実際には3項目同じこと書いているんですよ。したがって4種類しかないんですよ。3カ月間で4種類しか出なかったということですね、気づいたことというのが。この後、15年度になるとこんなことはないんでしょうね。その点について、6月にできるというから楽しみにして待っているんですが、一応内容の概略でお聞きしておきます。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉
課長

確かに、14年度の内容につきましては同じような気づいた点、利用者の声など同じような部分がちょっとあります。15年度につきましては、現在中身について取りまとめ中でございますけれども、件数については実はそれほど多くございません。ただ、14年度よりは大幅多くなっているということです。そういうことでご理解賜りたいと思います。

（「それ以上言いようないわ、そんなに抽象的な話なら。まあいいです、また後でやりますから」の声あり）

委員長

いいですか。

それでは、進めてまいります。

5目国民年金費、6目自治振興費、7目社会福祉施設費。

14番、田宮委員。

14番

ここでちょっとお伺いしますが、公の施設の管理委託ですね。去年の6月に地方自治法が改正になりました。これはご承知のことと思います。244条の2の3項で、現在公の施設について管理の委託ができることとなりますね。だんだん幅が広がってきているんですけれども。去年の自治法の改正で、今度は管理の代行と、営利事業が管理の代行ができるような非常に幅の広い改正になっているようであります。議会できちんと論議をする必要があるというふうに思うんですね。それで、新年度予算、地方自治法244条の2、第3項の改正されたところ、それからその内容、町のそれに対応する基本的な考え方、そういうものを議会に示していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

お答えいたしたいと思います。

今、14番、田宮委員さんおっしゃられる部分につきましては、ご承知のとおり昨年の9月でございますけれども地方自治法が改正になりまして、公の施設の管理委託の部分でございますけれども、この関係が、いわゆる指定管理者制度というような言葉になってきてございますけれども、民間のいわゆる企業、事務所等においても、その公の施設の管理ができるような改正がされたという内容のものでございます。これにつきましては、昨年の9月に、2日の日でございますけれども施行されてございまして、現在の既に委託契約をしている施設関係につきましても3年間の猶予期間がございます。この3年の中には、現在該当する施設で管理運営の委託を

している施設関係、これらにつきましても条例の改正が必要になってくるというような状況になるわけでございます。

内容につきましては、ご案内のとおり、従前の形ですと、いわゆる公共的団体であるとか、それからいわゆる第三セクター、町が出資している一定の規模を持っている団体、こういったところでなければ公の施設の管理委託という部分ができなかったわけでございますけれども、それが範囲が広がったということでございます。

中身につきましては、基本的に公募をかけると。そして、公募をかけた中から選定をしまして、このところであれば間違いなく管理運営ができるというような判断のもとでそちらの方と管理委託を行うということでございますし、その辺の選定に当たっての公募の基準であるとか、そういったものは当然条例等の中において今度は定めていかなければならないということになっておりますし、それに基づいて最終的な決定、相手方の決定、これらについても議会の議決が必要になってくると、このような制度でございます。

そのような制度でございますけれども、現在厚岸町の中では代表的なものとして味覚ターミナルコンキリエ、それからちょっと小規模になりますけれども木工センターの管理委託というようなものがされてございます。そのほか、小さなものと言いましょうか、一般的な部分でいきますと、集会所等のいわゆる自治会等に対する委託というようなものがされてございます。

こういったような形の中なんですけれども、実はこの法律に基づくいわゆる指定管理者制度、こういったものを活用してすべていかなければならないのかという部分につきましては、例えばその集会所等をどうするんだという部分が実は残ってございます。これは運用上の関係でございますけれども、そういった部分で少し研究をしていかなければならないというふうに判断をいたしております。

まだ施行まで3年間という猶予期間、既存の猶予期間がございますけれども、こういった中で現在私ども押さえておりますし、管内の状況であるとか、そういったような情報等の交換をしながら適正な運営をしたい、していきたいということで現在研究を進めているところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思っておりますし、またそういった部分の法に基づく改正、条例等の改正等の手続が必要になってくる、当然そのときには議会の方にお示しをいたしまして、議会の中で論議をいただき、条例の制定等になっていくということになりますので、ご理解を賜りたい

というふうに思います。

委員 長

田宮委員。

1 4 番

言われるようにですね、2006年、ですから平成18年の9月1日まで猶予期間があるわけです。ですから、今からがたがた、私が言う必要ないのかもわかりませんが、いきなり出されてきても困るんですよ。条例の制定であるとか改定であるとかですね、その他の問題について議会に付さなければならない問題がありますね。それで、先ほど言ったように自治法の244条の2の第3項が改正になったわけではありますが、どう改正になったのか、それから必要なものについて議会にお示しをいただきたい。新年度予算の段階で改めてお伺いをしていきたいと。研究中というようなこともございますから、質問の範囲も限定されるかも知れませんが、とにかくお出しただいて一応のご説明をいただきたいということでもあります。

委員 長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

先ほど申しましたとおり研究中ということで、私どもも十分な情報を現在のところまだ知り得ているという状況にはございません。ただ、概要等がございますので、そういった部分、意に沿う形になるかどうかは別にいたしまして、私ども把握している中で概要についてお示しするような資料を準備したいというふうに考えております。

委員 長

他にございませんか。

(な し)

委員 長

進めてまいります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目母子福祉費、4目児童福祉施設費。

ございませんか。

(な し)

委員 長

5目児童館運営費。

進めてまいります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費、2目健康づくり費、3目墓地火葬場費、4目水道費、6目乳幼児医療費。

2項環境政策費、1目環境対策費、2目水鳥観察館運営費、3目廃棄物対策費、

4目ごみ処理費、5目し尿処理費。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、2目農業振興費、3目畜産業費、4目農道費、5目農地費、6目牧野管理費、7目農業施設費、8目農業水道費、9目堆肥センター費。

ございませんか。

(なし)

委員長

2項林業費、1目林業総務費、2目林業振興費、3目造林事業費、4目林業施設費、5目特用林産振興費。

進めてまいります。

3項水産業費、1目水産業総務費、2目水産振興費、3目漁港管理費、5目養殖事業費、6目水産施設費。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、2目商工振興費、3目食文化振興費、4目観光振興費。5目観光施設費。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費、3目土木用地費、4目地籍調査費。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

14番、田宮委員。

14番

町道の補修なんです、これ、雪が解けてまいりまして、あちこち歩きますと町道がかなり傷んでおります。これについてはどういうふうに処置をなさるお考えですか。

委員長

建設課長。

建設課長

質問者の言われるとおり、かなり雪解けが進みまして、町道の穴というか、かなり舗装面がもう悪化して、中からもう石が出てくる状況、先日全部一応把握して、昨日——今日の段階で一応全面的に把握したので、近々に今持っている原材料でとりあえず穴埋め補修していこうという考え方でまず、います。ただ、当然全体的にオーバーレイかければいいんですけど、そういう予算が今ない非常に厳しい財政状況の中では、ある資材で何とか補修して事故の起きないような対策を施していきたいと、そのように考えています。

委員長

田宮委員。

14番

すると、15年度のもう残っている予算は幾らもないと。幾らぐらい残っているん

ですか。

委員 長

建設課長。

建設課長

現実的には原材料費を含めて、今既にある材料等も使えますので、実質的には、あとお金的には 100万程度はあるんですけども、使うともうミニロードって、材料がもう既に在庫がない形で、すぐ今購入してやるという形になりますので、非常に。ただ、穴あいたままだとタイヤが落ちるとバーストする危険もありますので、できるだけそういうひどいところについてはもう緊急的に対応していきたいと考えています。

委員 長

田宮委員。

1 4 番

財政が厳しいということだけで済ませないでいただきたいと。それから、当然15年度の残りの予算では足りないというふうに思いますね。年度が変わりましたら、やはりそれも使って早急に手当てをしていただきたいと。いかがですか。

委員 長

建設課長。

建設課長

できるだけ現場を把握しながらそのように努めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

(「以上です」の声あり)

委員 長

他にございませんか。

1 番

1 番、室崎委員。

委員長、ちょっと目から少し外れるかもしれないのでお許しいただきたいんですけど、除雪の項目がちょっと見当たらないもんですから、もしここでよろしければお許しいただきたいんですが。

委員 長

どうぞ。

1 番

よろしいですか。簡単にやりますから。

今回雪が非常に多い年でした。それで、担当者も大変だったと思いますし、町民も大変でした。それで、大雪の降ったときに、町民の方から随分苦情があるんですよ。それは、あっちのいい道路はどんどん除雪するけど、おれんところはやらないと、こういう言い方なんです。それで、これについてはたしか順位をつくりましてね、特に公共機関や病院やそういう第1順位、それから幹線、そしてその幹線に準ずる道路というふうに順番つくってあったと思うんです。それが案外町民の方たちには知らされてないんじゃないのかと。だから、こういう順番でやってくると、

しかも大雪なので、ある程度のものならば1日、2日でできるのが3日、4日かかるということで、あなたのところは遅くなるんだということがきちんとわかっていると、そんなに腹も立たないんじゃないかと。ところが、全くそういうものを知らない中に町へ出てみたら、あっちの道路はきれいになってんのにうちの前はいつまでたっても来ないということになると、何なんだということになると思う。それで、そういう、広く言うと情報の周知ですね、それが甚だ徹底していないんじゃないかという感じがいたします。

それと、ちょっとこれも飛びますが、防災行政無線の使い方も、そういうときに余り有効活用されていないんじゃないかと。例えば、今回大雪警報が出て全道大吹雪になりますよとあって、前の日からマスコミなんかは随分と言っているときに、その夜の防災無線は電池を取りかえましょうという悠長な放送をしていましたですね。そういうときには、除雪でもって、車なんかは違法駐車されていたり放置されていると非常に迷惑するわけですね。そういうものは早くよけてくれというようなことができないのか。あるいは、今言ったような順位を、そういうときには臨時で流してもいいんじゃないかと。いずれにいたしましても、除雪に関してこうやってやっているんですよということを、もっともっと周知する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長
建設課長

建設課長。

お答え申し上げます。

今質問者言われるとおり、確かに道路路線、除雪路線等については決まっております。幹線道路、準幹線、その他の道路と、それぞれもう決まっています。それらについては、対策会議の各自治会長集まった中でも、各地区の方々にもそういう形で、必要であればチラシをお上げしますので周知をお願いしますという形で一応はしているんですけども、今質問者言われたように十分な情報が出ているのかというと、やはりそれだけでは多分足りないという形の、今回もたくさんの苦情はいただいております。ちょっと待ってくださいと、こういう形で順序でやっている苦情にはそれぞれ答えているんですけど、もっと早くしていれば、その苦情も少なく済めるのかなという形で考えられますし、当然今後も含めて、今回もう終わりに近い状況なんですけども、私たちも除雪した中で、やはりこれだけの苦情に対応するためには、もっと住民に理解と協力をという形で十分思いますので、今後に向け

て、防災無線のあり方も含めてそうなんですけども、関係課と協議しながら適正に対応していきたいと、そういうふうに考えますのでご理解いただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

1 番 はい、いいです。

委員長 他にございませんか。

進めてまいります。

2 目道路新設改良費。

9 番、松岡委員。

9 番 白浜町の山の手通りの改良事業なんですけども、これ新規じゃないですよ。これ、どういうあれなのか、ちょっと概要を説明願います。

委員長 建設課長。

建設課長 白浜山の手手の改良事業にはもちろん当初予算にもものっていて、途中で一応現地そのものが用地的、それから道路の構造のあり方も含めて、ちょうど国道交点との問題で若干調査費に振り向け、さらに他事業に振り向けた中で一回減額措置をさせていただきました。ただ、ご存知のように、交付金事業そのものの中でいくと、どうしても防衛に戻すという形じゃなく実行して使わなきゃいけない状況ありますので、その中では用地的に問題のない、とりあえず特老側の方のちょうど町の道路用地ありますから、その範囲の中、できる範囲をまずとりあえず先行してやっておこうと。そして後、来年ももちろん継続してやっていく形になりますけども、その中で用地の確定、さらには国道との交点改良をどうするかという形を決めた上でつながっていくという形で、当初にのっていて、予算一回ほかに移して、またって形で、非常にわかりにくい形で今回予算要求させていただいてございますけども、流れるにはそういう形でございますのでご理解いただきたいと思います。

委員長 松岡委員。

9 番 これはあれですね、新年度予算にも継続されるわけですね。ただ、この財源見ますと一般財源なんですよね、311万。補助も何もない一般財源でやるんですか。このあたりちょっと説明願います。

委員長 行財政課長。

行財政課長 防衛庁の調整交付金につきましては一般財源扱いということで、実はこの裏に95%の交付金が入っておりますので、そういうふうに理解……あくまで一般財源とし

て、財源措置はそうなりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

委員長 松岡委員。

9 番 新年度予算にはね、一般財源でも 防交補助っていうのかな、何かそうやってのっているんだわ。それだったらわからねえ、ただ一般財源と言われれば。そうすると防衛庁のあれでやるということですね。はい、わかりました。

委員長 他にございませんか。

(なし)

委員長 なければ進めてまいります。

3 項河川費、1 目河川総務費。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、2 目街路事業費、3 目下水道費。

5 項公園費、1 目公園管理費。

6 項住宅費、1 目建築総務費、2 目住宅管理費、3 目住宅建設費。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費。

1 番、室崎委員。

1 番 ここでちょっとお聞きしますが、去年は非常に火事の多い年でしたですね。それで、大きな火事が幾つもありました。そのときに、私も知り合いのうちが火事になったり、その近所であったりして現場走ったんですが、そのときに、来ている町民の方から随分言われるんですが、それは市街地での話なんですよ、周辺集落の話ではないんですよ。その市街地の中でさえ水源、ちょっと私も詳しくわからないんですが、要するに消火栓ですね、それが非常に少ないと。そのために駆けつけた消防の方も非常に苦勞をしていると、もっとつけられないのかと、あるいはこの地域全然ないじゃないかというような形でのことを随分言われるんですが、実態はどうなんでしょうか。単にそこそこに集まった人たちの印象だけの話なら別に問題はないと思いますが、そのあたり実態はどうなんでしょう。

委員長 総務課長。

総務課長 消防の関係で、ご案内のとおり、釧路東部消防組合の方の関係で消防水利あるいは消防ポンプ等の整備の関係、進めてございます。これらにつきましては、いわゆる消防力の基準という国が定めている基準がございます。もう一つ、消防水利の関係については消防水利の基準というのがございます。その基準に基づいて計画をいたしまして、それぞれ設置をしていくというのが建前といいましょうか、そういう

ような手法をもって整備を進めてきているというのが実態でございます。

それで、市街地の関係でございますけれども、私も消防の方、過去にいたことの経験といたしまして、知っている範囲内で答え申し上げたいと思っておりますけれども、市街地関係につきましては、基本的に消防力の基準にあります、例えば半径100メートルの円の中に包括するように、どこへ行ってもどこかの水利につくというような基準の関係なんです、そういった部分ではおおむね充当される——地域の方ですね、充当されるような形についてでございます。そして、ついている水利につきましても、消火栓だけでなく防火水槽との組み合わせという形の中でできております。と申しますのは、消火栓だけたくさんついていても、もとなる管は1つでございます、例えば2基使うと3基目になると能力がぐんと落ちてしまうとか、こういうような形に相なってまいります。そうした中で、何基かに1基はその防火水槽が入り込むようなというような形の中での計画づくりがされて、そういった形で整備がされてきているというのが実態でございます。

確かに、火災等におきまして消防ポンプ車等が来ますと、そういったような水利の状況等を見まして、例えば消火栓の位置づけを行うとか防火水槽の位置づけを行うとか、いわゆるともに水を出してともに倒れるということのないような形、それは消防戦術の中でそういうような取り方もするわけでございますけれども、そういった中で有効に水利を確保しながら消火活動に当たっているというのが実態でございます、おっしゃられるように、要は、地域の中で基準的な部分から考えると市街地は不足しているのかというふうに言われますと、いや、決してそのような状況にはないというふうにとらえてございます。

また、周辺の離れているところについてはちょっと別でございますけれども、そのような押さえ方でおります。

委員長

室崎委員。

1 番

今大きな火事が、私知っているだけでも3つ、去年は立て続けにありました、後半にね。宮園町、真栄町、それから奔渡、子野日のずっと奥の方ですか、そのところでありましたですね。そのときにも随分そういう話が出ていますので、そういう基準に基づいてきちんとできているというのであるならば、そういうことも、不安を与えない意味でもやはり町民に知らしめるということもお願いしたいんですよ。どうも何か、集まってきた、何とか心理ってのもあるかもしれませんけども、

やっぱりそういうような声が随分出るもんですからね。そうするとやはりある種の不安感を醸成することにもなりかねませんので、その点はよろしくお願ひしたいと、そういうことでございますが。

委員長

総務課長。

総務課長

おっしゃる趣旨、理解いたしましたので、この件につきましては消防組合の方ともお話をさせていただきながら、周知といたしましうか、住民に不安を与えないような手法、方法を考えてまいりたいなど、このように考えております。

委員長

よろしいですか。

じゃ、進めてまいります。

2目災害対策費。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2目事務局費、3目教育振興費、4目教員住宅費、5目就学奨励費、6目スクールバス管理費。

2項小学校費、1目学校運営費、2目学校管理費、3目教育振興費。

3項中学校費、1目学校運営費、2目学校管理費、3目教育振興費。

4項幼稚園費、1目幼稚園費。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目生涯学習推進費、3目公民館運営費、4目文化財保護費、5目博物館運営費、6目情報館運営費。

6項保健体育費、1目保健体育総務費。2目社会体育費。3目温水プール運営費。4目学校給食費。

10款災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費、3目林業施設災害復旧費、5目水産施設災害復旧費。

2項土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、4目町営住宅災害復旧費。

3項文教施設災害復旧費、1目公立文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費、3目保健体育施設災害復旧費。

4項その他施設災害復旧費、1目庁舎等災害復旧費、2目社会福祉施設災害復旧費、3目児童福祉施設災害復旧費、5目観光施設災害復旧費、10目その他施設災害復旧費。

11款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。

歳出を終わります。

次に、1ページにお戻り願います。

第2条繰越明許費の補正、6ページをお開き願います。

ございませんか。

(なし)

委員長

次に、第3条債務負担行為の補正、7ページから8ページまで。

ございませんか。

(なし)

委員長

次に、第4条地方債の補正、9ページから10ページまで。

ございませんか。

(なし)

委員長

総体的にございませんか。

(なし)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第16号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正。6ページの歳入補正予算説明書から進めてまいります。

ここで皆さんにお諮りをいたします。

さきの議会運営委員会で、特別会計と企業会計については款で進めてまいりたいというふうになっているんですが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

なければ、款で進めてまいります。

第1款国民健康保険税。

委員 長 ごさいませんか。
 (な　し)

委員 長 第2款分担金及び負担金、第3款国庫支出金。
 ごさいませんか。
 (な　し)

委員 長 4款療養給付費等交付金、5款道支出金、7款共同事業交付金、10款諸収入。
 ごさいませんか。
 (な　し)

委員 長 以上で歳入を終わります。
 歳出に入ります。10ページをお開き願います。
 1款総務費。
 ごさいませんか。
 (な　し)

委員 長 2款保険給付費、3款老人保健拠出金、4款介護給付金、5款共同事業拠出金、
 6款保健事業費、7款諸支出金。
 総体的にごさいませんか。
 (な　し)

委員 長 なければ、以上で質疑を終わります。
 お諮りいたします。
 本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありません
 か。
 (「異議なし」の声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。
 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員 長 次に、議案第17号　平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題とい
 たします。
 第1条の歳入歳出予算の補正、4ページをお開き願います。歳入補正予算説明書
 から進めてまいります。
 1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料、5款繰入金。

次に、歳出に入ります。

1 款総務費、2 款水道費。

なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

委員 長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員 長

次に、議案第18号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページの歳入補正予算説明書から進めてまいります。4ページをお開き願います。

歳入。1 款支払基金交付金、2 款国庫支出金、5 款諸収入。

ございませんか。

(な し)

委員 長

歳出に入ります。6ページ。

1 款総務費、2 款医療諸費。

ございませんか。

(な し)

委員 長

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

委員 長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第19号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出の予算の補正、6ページをお開き願います。歳入補正予算説明書から進めてまいります。

1款繰入金。7款町債。

ございませんか。

(なし)

委員長

歳入を終わります。

歳出に入ります。8ページ。

1款下水道費。

ございませんか。

(なし)

委員長

2款災害復旧費。

以上で歳出を終わります。

次に、1ページにお戻り願います。

第2条債務負担行為の補正、3ページでございます。

ございませんか。

(なし)

委員長

次に、第3条地方債の補正、4ページ。

ございませんか。

(なし)

委員長

総体的にありませんか。

(なし)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第20号 平成15年度厚岸町きこの菌床センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出の予算の補正、4ページをお開き願います。歳入補正予算説明書から進めてまいります。

2款財産収入。

ございませんか。

(なし)

委員長

なければ、歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款事業運営費。

2番、安達委員。

2番

先ほど、車両管理費のところでちょっと伺ったんですけども。菌床センターにですね、除雪専用に使っていた何とかトレーラーっていいですか、聞くところによりますと何か故障しているらしいんですけども、その辺どうなっていますか。

委員長

農政課長。

農政課長

菌床センターのタイヤショベルローダーでございますけれども、先日の2月の積雪の際に大きなエンジンの内部が破損をして、修理のための見積もりをとりましたところ 150万程度かかるということで、非常に大きな機械で使える機械だったわけでありまして、廃車をせざるを得ないということで、今回廃車の手続をしたところでございます。

委員長

安達委員。

2番

それじゃ、その後の対応は図られていますか。

委員長

農政課長。

農政課長

故障が、故障というか破損が急な事態でありましたので、現状ではまだその手だ

てというものは持っておりませんが、やはり冬季の除雪という場合、幹線——町道または敷地内のセンターの近くまでは町の除雪に組み込んでいただいております。あいつた重機が必要になってくるというようなこともございます。また、運営、栽培の作業についてもやはり使う場合も出てくるということで、機械は必要だということでございます。

今後、大きなやつというわけにはいきませんので、もう少し小型のものについて今後要求をしていきたいと、導入について要求をしていきたいというふうに考えております。

委員長 安達委員。

2 番 やはりあれだけの敷地内ですし、それから、この間の猛吹雪のときもそうだったんですけども、やっぱり町道ありますよね、菌床センター団地の中ですね、やっぱりあの辺でも吹きだまりができて、出荷もなかなか大変だったということがありまして、やはりお金、これかかる話ですけども、ぜひ、あれだけの大きいタイヤショベルというんですか、なくても、1ランクくらい下でも結構ですから、ぜひともかわりのものを用意してもらいたいと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 町長。

町長 私も今初めて聞いたわけでありまして、今、課長の答弁を聞いておまして、やはり施設等における必要なものであろうと、そのように私なりに理解いたしましたので、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長 よろしいですか。

2 番 はい、結構です。

委員長 他にございませんか。

(なし)

委員長 2款予備費。

委員長 2番、安達委員。

2 番 予算でも結構なだけども 予備費の中には旅費は入ってないんですか、これ。旅費はこれ別か。ごめん、ごめん。

委員長 安達委員、戻ったんですね。

2 番 だめ、遅い。予算で。もう結構です。いいです、新年度でやります。

委員長 いいですか。

それじゃ、予備費、ございませんか。

(なし)

委員長 以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第21号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、5ページをお開き願います。歳入補正予算説明書から進めてまいります。

歳入。1款保険料、2款国庫支出金、3款支払基金交付金、4款道支出金、6款繰入金、8款諸収入、9款町債。

以上で歳入を終わります。

歳出へ入ります。7ページ。

1款総務費、2款保険給付費、4款介護給付費準備基金費。

ございませんか。

(なし)

委員長 以上で歳出を終わります。

1ページにお戻り願います。

第2条地方債の補正、3ページをお開き願います。

ございませんか。

(なし)

委員長

総体的にありませんか。

(なし)

委員長

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第22号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページをお開き願います。歳入補正予算説明書から進めてまいります。

1款サービス収入、5款道支出金、7款寄附金、8款繰入金、9款諸収入。

歳入を終わります。

6ページ、歳出に入ります。

1款サービス事業費。

ございませんか。

(なし)

委員長

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(なし)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第23号 平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題として審査を進めてまいります。

1 ページ、第2条業務の予定量。

ございませんか。

(な し)

委員長

次に、第3条収益的収入及び支出、6 ページをお開き願います。

収益的収入。1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、2 目受託工事収益。

2 款営業外収益。

収益的支出へ入ります。

1 款水道事業費用。

ございませんか。

(な し)

委員長

以上で収益的支出を終わります。

続いて、第4条の資本的収入及び支出、8 ページをお開き願います。資本的収入から進めてまいります。

資本的収入。1 款資本的収入。

ございませんか。

(な し)

委員長

それじゃ、収入を終わって支出へ入ります。

9 ページ、1 款資本的支出。

ございませんか。

(な し)

委員長

次に、2 ページにお戻り願います。

第5条の企業債。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費。
ございませんか。
(なし)

委員長 次に、第7条他会計からの補助金。
ございませんか。
(なし)

委員長 5ページは資金計画。
ございませんか。
(なし)

委員長 総体的にありませんか。
(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第24号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。
1ページ、第2条業務の予定量。
ございませんか。
(なし)

委員長 次に、第3条収益的収入及び支出、8ページをお開き願います。
収益的収入。1款病院事業収益。
ございませんか。
3番、南谷委員。

3番 なれないもので、ちょっと早くて読み切れなかったんですけども、若干質問させてもらってもかまわないですか。

委員長 どうぞ、やってください。

3 番 いいですか。いやいや、そんな、ちょっと聞くっていう感じではないんですよ。
いいの、時間ある。

委員長 まずやってみてください。

3 番 まず、今、第1条でしたっけ、第2条でしたっけ。

委員長 第2条。

3 番 第2条。入院患者、外来患者の関係のところで質問しても構わないですか。これ、
ここではないんですか。ここはもう終わったんですか。

委員長 第3条ですね、業務の予定量で。どこですか。

3 番 第2条で入院患者と外来患者とあるんですけども。ここはもう終わったんです
か。

委員長 終わったんです。

3 番 すいません、ちょっと勘弁してください。よろしいですか、そこからなんですよ、
これ。

委員長 どうですか。皆さんいいですか。
(「いいです」の声あり)

3 番 申しわけありません。よろしいですか。

委員長 それじゃ、2条に戻ります。

3 番 すいません、ありがとうございます。なれないもので、本当にありがとうございます。
ます。
と申しますのも、私なりに気になったのは、非常にお医者さんが、平成15年中随
分出入りがあったという話を耳にしておるんですけども、当初、平成15年のその
入院患者、外来患者の計画と、15年度終わったわけでございますが、この辺の人数
の対比というんですか、計画と実績のこの結果についてどのようなとらえ方をして
おられるのか、できれば伺いたいなど、まずもってお願いしたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 入院患者と外来患者の関係につきまして、計画と実績についてお答え申し上げま
す。
平成15年の当初計画でまいりますと、入院患者につきましては3万 5,112人、外
来患者につきましては10万 9,023人、合計14万 4,135人の計画でございました。こ
のたび3月補正におきましてこの計画を第2条で明らかにさせていただいており

ますとおり、入院患者2万9,241人、外来患者6万8,016人、さらに合計で9万7,257人、このようになっておりました、この補正予算の議決予定日を、入院患者3万2,337人、外来患者7万7,752人、合計11万89と、これは12月段階の予定量でございましたので、今申し上げましたように当初では14万4,000人、12月ではさらに減額をさせていただきまして11万、最終的には9万7,257という数字でございますけれども、1つには予算編成上の関係から、医師も満度、整形も小児科も配置をしたという予定で当初予算14万4,135人を計画するわけでありまして、結果的には今、委員ご指摘のとおり整形外科もいっしょになかった、あるいは小児科医もいなかったと、この関係の減額が非常に多うございまして、結果的に内科、外科、この2つ、さらには外来には透析の数もカウントしてございまして、こういった中で結果的に今補正予算に提出させていただきます9万7,257人という数字になったということについてご理解を賜りたいと存じます。

委員長

南谷委員。

3 番

何か、どうもすっきりしないんだな。と申しますのはね、僕の聞いているのは、平成15年に向けて少なくとも計画を立てました。結果として外来の方の患者が非常に落ち込んだ。本当にその要因が何だったんだろうか、この辺についての分析をされているのかどうなのか。当然その新年度に対する考え方はその時期に予算の中でお聞きするんですけれども、少なくとも年度が終わった、外来患者がこのような数字になった。世間一般では、お医者さんが腕がよければ病院経営というものは非常に大きく影響するというお話はよく僕も耳にするわけですが、僕も議員になってまだ間もないものですから、病院運営の何たるかというものはよくまだ理解しておらないと思っておるんです。ですけれども、少なくとも病院の事務長たるもの、また若狭町長においては病院の執行者でございます。そういった観点から、少なくとも事業計画をつくって、この4万人以上の外来患者が結果的には少なかった、この数字というものは、僕は大変大きな数字ではないのかなと。少なくとも病院会計が一般会計から年間かなりの補てんをしておるわけですが、事務長は4月から、お聞きしますと事務長になられた。ですから、前年度の計画に対して自分の責任というのはどうなのかってことは、僕はやぼなことは申しませんが、少なくとも長たるもの、この数字、どのように受けとめておるのか、お聞きいたします。

委員長

病院事務長。

病 院
事 務 長

再度お答え申し上げます。

1つには、今、前段で申し上げましたその当初予算の中で、小児科医が来るだろう、整形外科医も来るだろうという形で医師の給与費も見ながら、これらの入院・外来も見てきたということが1つです。それが大きな原因の1つです。さらにまた今、委員ご指摘のとおり、じゃ、それを差っ引いたとしてもどういった要因があるんだということだというふうに思います。

そこで、昨年の議会の中でも申し上げました。1つには、町長からもありましたように、当院の医師に対する信頼の問題、こういった問題で釧路市内へ流れてはいないか、そういった問題がやはりもう一つ大きな問題として考えてきておるわけがあります。そういう意味では、医師のみならず病院職員全体がそういった意味で地域の皆さん方から信頼を得られるような体制づくりをしなければならない、そんなふうに思っておりますし、何よりも、今申し上げたとおり、医師を中心とする我々病院スタッフが真の意味での地域に信頼を得られれば、さらに入院も外来の患者数もふえていくだろうというふうに考えておりますから、そういったところにも大きな原因もまたあったというふうに考えているとここでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委 員 長
3 番

南谷委員。

今のご答弁ですと、みずからも町長、日ごろおっしゃられている考え方というんですか、病院も一般企業のような努力をしていくと、そういう部分でも若干配慮の足りない部分もあったのかなと、こういう観点に立っておられるというご答弁ですよ。

その上でお聞きするんですが、本当に、そのようにとらえているというのはわかるんですけども、それであれば、そこまでわかっているわけですから、どのような対応を今後されるのか、お聞きします。

委 員 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

これらにつきましては、昨日一般質問の中でもお答えをさせていただきましたけれども、いろいろこの間の問題につきましては医者と患者の信頼関係、そういった意味ではインフォームド・コンセント、説明不足があったのではないのかというご指摘もありました。そういったことがやはり不信につながる。医者が変わるたびにそういった問題が惹起されて、さらにまた不信を助長させる、そういうことだと思う

んです。

もう一つは、ある意味では、これまでの医師の教育がややもすると専門的になってきた。今地域に求められているのは家庭医、あるいは総合医といいますか、プライマリーケア医、そういった単に医療のドクターではなくて、それにかかわる生活習慣の問題、予防医学の問題、あるいはインフォームド・コンセントの問題、こういった勉強をきちっとした、地域医療を担う医師の教育というものがこれまでなされてきていなかった。最近ようやく北大においても、あるいは札幌医大においても、あるいは家庭医では室蘭の旧日鋼病院が、その地域医療の医師を育成してくるようになってまいりました。

そういう意味では、昨日ご答弁申し上げましたように、そういった総合的なきちっとした医師としての、地域医療としての医師の役割を果たして勉強してきているお医者さんをやはり厚岸町として招聘していくと、そのことが地域の患者さんの信頼を得ていくと、こういうふうになってくるだろうというふうに思っていて、それにそういった基本方針を見出しながら、今特に札幌医大の地域医療総合講座の方と連絡をとりながら、この4月から、まだまだ若い医師ですけども、そういった総合的な勉強をしてきていただいた、地域の医療を担当する総合医療を勉強してきた医師に4月から勤務していただけると、こういったことをこれからも続けていく、そのことが、いま少し時間はかかるとは思いますけども、そのことを私どもは追求していくと、必ずや地域の患者さんの皆さん方の信頼関係につながってくる。同時に、そのことが外来あるいは入院患者の増大となっていく。こういうふうにつながっていくというふうに考えておきまして、そういった意味での真に地域の医療を担う先生の招聘について新たな展開をしているところでありまして、その平成16年はスタートになってくるということについて、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

南谷委員。

3 番

いや、僕の聞いているのはね、こういうことなんですわ。少なくともこれだけの誤差が出たよ、これに対してどのようなとらえ方しているのかという部分では、僕は余り返答がはっきり聞こえないんですよ、はっきり言って。結果として毎年毎年このように補てんしていかなければならない、それでもなおかつ昨年度は特に大きかったと。これは現実です。

それと、今言われるご答弁のように、先生含めてそういう体制をとっていくとい

うことをごさいますけれども、しからば事務長含めて看護師さん、お医者さん、それから事務局の内部で、この対応について民間の企業のように企業努力をしていくんだという部分での企業取り組みというものがどうなのかという部分もぜひ、検討されているのか、いないのか、この辺のお考えをきちっと。私は努力をしていただきたいと思うんですよね。そういうものがどのようになっているのかというものも一向に見えないなど。確かに言われるとおりの先生のおよしあしというものが大きく、病院経営に影響するということはよく理解をしておるんですけれども、しからば、このような数字の結果になって病院全体がどのような対応をしていくのかというものが見えてないなという気する、その辺の考え方をお聞きしているんで。

委員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

大変、ご質問者の意に沿ったような答弁になってないという問題も含めておわびを申し上げたいと思いますけども、今ご質問ありましたように、内部の体制の問題で、1つには病院としての基本理念をつくらせていただき、その上に立って経営改善計画もつくらせていただき、全職員の英知を結集してこの間やってまいりました。そういう意味では、今のご指摘の内容に従った内容で、内部で今それぞれの部署、総力を挙げて経営改善にも取り組んでおるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員 長

よろしいですか。

3 番

はい。

委員 長

それじゃ、2条を終わりました、第3条に入ります。

8ページ、お願いいたします。

1款病院事業収益。

ございませんか。

(な し)

委員 長

なければ、収益的支出に入ります。

1款病院事業費用。

ございませんか。

(な し)

委員 長

もとに戻りまして、第4条資本的収入及び支出、12ページをお開き願います。

資本的支出。1款資本的支出。

ございませんか。

(なし)

委員長

2ページにお戻り願います。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

ございませんか。

(なし)

委員長

5ページは資金計画。

6ページから7ページまでは給与明細書。

総体的にありませんか。

(なし)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

以上で、本補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算10件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会時刻 17時16分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月15日

平成15年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長